

問合せ 栃木税務署 ☎(22)0885

申告は正しくお早めに

栃木税務署の確定申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です

2月18日(月)～3月15日(金)

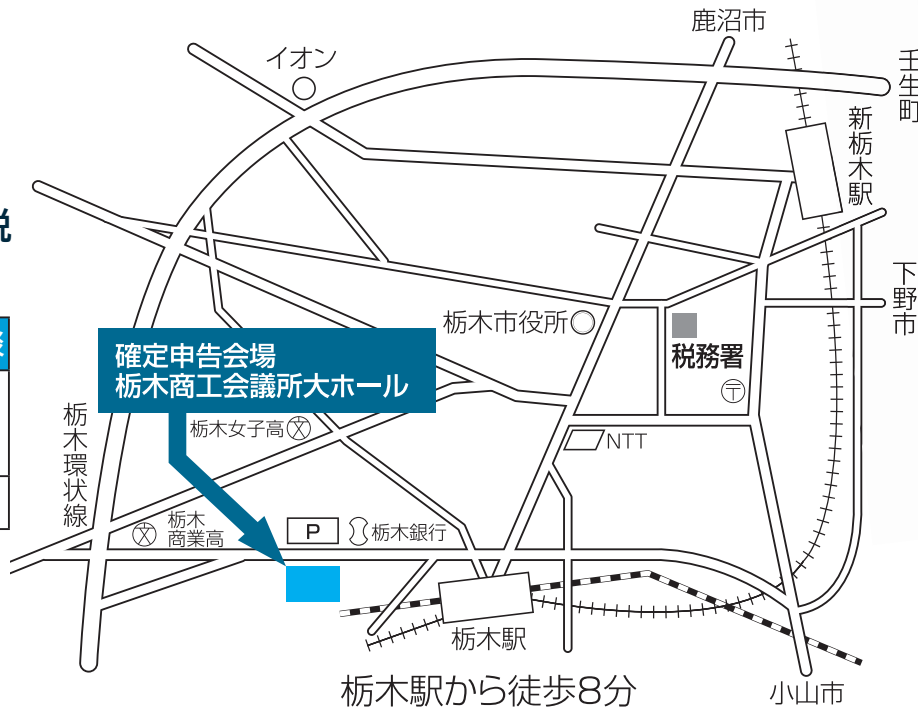
■ 30年分の所得税・復興特別所得税の確定申告と納税
2月18日(月)～3月15日(金)

■ 30年分の贈与税の申告と納税
2月1日(金)～3月15日(金)

■ 30年分の個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告と納税
4月1日(月)まで

	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
期日	2月18日(月)～3月15日(金) (土・日は除く)	2月18日(月)～3月12日(火) (土・日は除く)
時間	9時～16時	

- ※ 申告会場開設期間中は栃木税務署庁舎での申告相談は行いません。
- ※ 申告会場での現金納付窓口業務は行いません。
- ※ 電話での問い合わせは栃木税務署へお願いします。
- ※ 確定申告書は郵便・信書便・税務署の時間外収受箱への投函で提出できます。
- ※ 申告会場の駐車場は混雑します。車での来場はなるべくご遠慮ください。
- ※ 申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 申告書は自分で作成し、できるだけ早めに提出してください。



この旗が
栃木市
「新しい申告」会場の
目印です

配偶者控除・配偶者特別控除が改正されます(30年分より)

申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除・配偶者特別控除は適用となりません。

また控除額も、申告者本人の合計所得金額によって控除額が異なります。(右表参照)

配偶者控除・配偶者特別控除の控除額 ※()の数字は市民税・県民税の控除額

配偶者の合計所得金額	控除額	申告者本人の合計所得金額			
		900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	
70歳未満	38万円以下	配偶者控除	38万(33万)	26万(22万)	13万(11万)
		配偶者特別控除	48万(38万)	32万(26万)	16万(13万)
70歳以上	38万円超 85万円以下	配偶者控除	38万(33万)	26万(22万)	13万(11万)
		配偶者特別控除	36万(33万)	24万(22万)	12万(11万)
	85万円超 90万円以下	配偶者控除	31万(31万)	21万(21万)	11万(11万)
		配偶者特別控除	26万(26万)	18万(18万)	9万(9万)
	90万円超 95万円以下	配偶者控除	21万(21万)	14万(14万)	7万(7万)
		配偶者特別控除	16万(16万)	11万(11万)	6万(6万)
	95万円超 100万円以下	配偶者控除	11万(11万)	8万(8万)	4万(4万)
		配偶者特別控除	6万(6万)	4万(4万)	2万(2万)
	100万円超 105万円以下	配偶者控除	6万(6万)	4万(4万)	2万(2万)
		配偶者特別控除	3万(3万)	2万(2万)	1万(1万)
	105万円超 110万円以下	配偶者控除			
		配偶者特別控除			
	110万円超 115万円以下	配偶者控除			
		配偶者特別控除			
	115万円超 120万円以下	配偶者控除			
		配偶者特別控除			
	120万円超 123万円以下	配偶者控除			
		配偶者特別控除			

「医療費控除の明細書」提出が義務化

29年分の確定申告から、医療費控除は領収書提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。領収書は税務署に記入内容の確認を求められた時のために、5年間保存義務があります。

※医師などが発行した証明書(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)は提出が必要です。

要介護認定者の障害者控除対象者認定書と主治医意見書内容確認書の交付

交付を希望する方は、地域包括ケア推進課または各総合支所市民生活課へ申請ください。

申請に必要なもの

介護保険証 / 印鑑(申請する方と要介護認定者本人のもの)
※認定書・確認書は、内容を審査し後日郵送します。

問合せ 地域包括ケア推進課 ☎(21)2253

30年分所得申告参考資料

30年中、市に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の所得申告参考資料(年金からの特別徴収分を除く)を1月22日(火)に発送します。社会保険料控除の資料としてご利用ください。

問合せ 市民税課 ☎(21)2263

国民年金保険料の控除証明書

30年1月1日から10月1日まで納付した国民年金保険料の控除証明書は、11月上旬に日本年金機構から送付されています。10月2日から12月31日までの間に初めて納付した方へは2月上旬に送付されます。

問合せ ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

以下の①～④の方は確定申告または市民税・県民税の申告が必要です

- ① 給与・年金以外の収入がある方
- ② 各種控除を追加したい方
- ③ 勤務先から給与支払報告書の提出がない方
- ④ 収入がない方(遺族年金や障害年金のみの方も含む)で、誰の扶養にもなっていない方や所得状況や課税状況について証明書が必要な方

以下の①～⑤の方は栃木商工会議所での申告です

- ① 住宅借入金等特別控除の1年目の申告
- ② 土地・建物・株式等の譲渡所得の申告
- ③ 先物取引(FX含む)、申告分離課税の配当所得の申告
- ④ 青色申告、国外扶養親族の控除適用を受ける申告
- ⑤ 雑損控除の申告

※特定株式等譲渡所得及び特定配当等は、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択することができます。その場合、確定申告とは別に市役所で市民税・県民税申告が必要です。

申告に必要なもの(領収証や証明書などは30年中のもの)

収入がわかるもの	申告に必要なもの
給与所得者	源泉徴収票(原本)・・・勤務先が発行
年金所得者	源泉徴収票(原本)・・・日本年金機構などの年金支払者が発行
事業所得者(営業、農業など) 不動産所得者	記入済の「収支内訳書」 (収入や必要経費がわかる帳簿・領収書など)
所得から控除する額がわかるもの	社会保険料控除 ・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の所得申告参考資料(1月22日発送) ・国民年金保険料控除証明書 ・その他社会保険料の支払金額が分かる書類(口座振替や年金から特別徴収された保険料(税)は、差し引かれた本人以外の社会保険料控除とすることはできません)
	生命保険料控除 ・生命保険料の控除証明書
	地震保険料控除 ・地震保険料の控除証明書
	障害者控除 ・障害者手帳・認定書など
	雑損控除 ・災害に関連してやむを得ない支出をした金額の領収書
ごとくごとの控除のみ	医療費控除 ・記入済の「医療費控除の明細書」 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) ・記入済の「セルフメディケーション税制の明細書」 ・健康保持増進への取組を明らかにする書類(市・職場で受診した健康診断結果通知表や予防接種などの領収証)
	寄附金控除 ・寄附金の受領証(原本)など
その他	・税務署や市役所からの「申告のお知らせがき」 ・マイナンバー確認書類、身元確認書類 ・印鑑(シャチハタ印不可) ・申告する人の預貯金口座番号がわかるもの

確定申告書、市民税・県民税申告書、収支内訳書、医療費控除の明細書などの申告書類は、1月中旬に用意してあります。早めの準備・作成をして、期限内に提出しましょう。

おすすめ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)内の「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が作成できます。

提出方法(次のいずれか)

書面印刷して送付

宛先 〒328-8666
栃木市本町17番17号
栃木税務署 宛

e-Taxで送信(事前準備が必要)

